

8農産第2100号
令和8年8月7日

九州農政局長 殿

農産局長

令和8年熊本地震に伴う水田活用直接支払交付金等に関する手続の期限の
延長措置について

令和8年熊本地震による被害を受けた地域において、水田活用直接支払交付金等に関する手続の期限については、下記のとおり延長措置を講じることとしたので、御了知願います。

また、このことについて、貴職から熊本県拠点地方参事官、熊本県知事及び熊本県農業再生協議会長に対して、通知をお願いいたします。

記

1 対象

令和8年熊本地震に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された熊本県内10市10町1村の区域に住所を有していた生産者及び取組主体並びに当該区域には場を有していた生産者

2 延長措置の内容

（1）水田活用直接支払交付金関係

ア 交付申請書及び営農計画書並びに添付書類等の提出期限

水田活用直接支払交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」といいます。）別紙1の第5の5の（1）の規定により、取組計画書を変更した場合における変更後の営農計画書等を提出する期限は、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」といいます。）Ⅲの2の（1）ただし書に基づき、本年8月20日としているところ、これを本年9月30日に延長します。

また、この提出期限の延長に併せて、実施要綱Ⅲの3の（1）の②ただし書における提出期限は、本年8月20日であるところ、これを本年9月30日に延長します。

イ 水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積についての報告期限

実施要綱別紙 13 の 3 の (2) の④における「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について」(様式第 11-7 号)に係る報告期限は、本年 9 月 30 日であるところ、これを本年 11 月 10 日に延長します。

(2) 加工用米等取組計画書の変更に係る提出期限

推進要領別紙 1 の第 5 の 5 の (1) の規定に基づく取組計画書の変更に係る提出期限は、本年 8 月 20 日であるところ、これを本年 9 月 30 日に延長します。

(3) 水田における作付状況に係る報告期限

推進要領第 3 の 2 の (1) の規定に基づく水田における作付状況に係る報告期限は、以下のとおりとします。

ア 本年 9 月 15 日時点公表時

熊本県の加工用米等の作付面積は、本年 6 月末時点の水田における作付意向を据え置くこととし、熊本県からの報告は求めません。

なお、本年 9 月 15 日時点では、水田における作付状況の全国値は暫定値として公表します。

イ 本年 10 月 25 日現在の予想収穫量公表時

(2) の取組計画書の変更を踏まえた、熊本県の加工用米等の作付面積の報告期限は、本年 10 月 31 日とします。

なお、統計部が本年 11 月に公表を予定している「令和 8 年産水稻の作付面積及び 10 月 25 日現在の予想収穫量」と併せて、水田における作付状況の全国値を確定値として公表します。

(4) 加工用米等の生産集出荷数量に係る報告期限

推進要領別紙 1 の第 7 の 2 の規定に基づく加工用米等の生産集出荷数量に係る報告期限は、本年 12 月 20 日であるところ、これを翌年 1 月 31 日に延長します。

3 その他

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)に係る積立金の納付期限(8 月 31 日)については、期限延長を認める措置を講じる予定であり、手続が完了し次第お知らせします。

また、熊本地震の被災状況により、本通知で定められた期日の延長以外の措置を行う必要がある場合は、個別に協議するものとします。